

芦屋市保有土地（涼風町5番教育施設用地）活用事業者選定審査要領

1 審査基準等

(1) 審査基準について

別紙「芦屋市保有土地（涼風町5番教育施設用地）活用事業者提案競技募集要項17頁の7-1提案内容に関わる審査基準（以下、「審査基準」という。）」のとおり。

(2) 配点について

①施設面50点、②機能面100点、③運営面50点、④総合面50点の計250点満点とする。

2 選定方法

(1) 適格性の確認

別紙「芦屋市保有土地（涼風町5番教育施設用地）活用事業者提案競技募集要項6頁の4-1 応募資格」を満たすか否かの確認をする。

(2) 提案内容の審査

応募書類の審査及びプレゼンテーションを実施し、「審査基準」に従って項目ごとに評価する。その結果、提案内容についての評価の合計点の最も高い者を事業予定者とする。ただし、提案内容の一部変更等を条件として選考することがある。その場合には、事業予定者に決定されたものが当該条件の履行に同意しない場合は、事業予定者を次点事業者に繰り下げる。

3 ヒアリングについて

(1) 参加者は、8人以内とする。（共同応募の場合は、各構成員から1名以上）

(2) 審査時間は60分（プレゼンテーション30分以内・質疑応答30分程度）とする。

(3) パワーポイントの使用は可能であるが、追加資料は認めない。

4 採点の方法

(1) 選定委員7人の審査点数の合計によるものとする。（1人250点×7人＝1750点満点）

候補者選定の要件として、選定基準の「1施設面、2機能面、3運営面、4総合面」の審査項目ごとに100分の50以上かつ採点合計が総配点の100分の70以上を満たすこととし、これを下回った候補者は選定しないものとする。

(2) 上記を満たす法人を合格とし、価格評価点を加算し、最高得点者を事業予定者、次点者を次点事業予定者とする。

(3) 別紙「審査基準」に基づき審査する。

5 評点について

各項目につき1点刻みで採点するものとする。合格点の目安は、各7割以上とし、採点を行うものとする。